

ルニヨリ芳資双方倉庫種々折衝ノ結果堀田解雇ヲ承認シ  
 別記覚書ノ如ク返取手当トシテ日給一ヶ月半金百五円ノヲ  
 委頓ニ同日午後三時解決ス  
 右及申(通)報候也

別記

覚書

今般三ノ轉製材所ニ発生シタル解雇問題ハ所轄三河島警察署ノ御斡旋ニヨリ  
 左記事項ヲ以テ円満解決セリ  
 依リテ茲ニ後日ノ証トシテ覚書三通ヲ作成シ当事者各一通宛保持スルモトス

記

一 堀田辰治ハ任意退職スルモトス

ニ 右退職手当トシテ日收一ヶ月半分ヲ支給ス  
 (金百五円也) 但シ前借金四拾三円ヲ差引ク

三 今後堀田辰治ハ三ノ轉製材所ト何等干渉ナシ

昭和十二年七月九日

事業主 坂田最太郎 ㊟  
 支那人 岡 初 ㊟  
 従業員 堀田辰治 ㊟  
 立会人 小泉光太郎 ㊟  
 特高係